

議員案第3号

佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

平成29年5月11日提出

提出者	佐野市議会議員	鶴見義明
賛成者	佐野市議会議員	春山敏明
	〃	山菅直己
	〃	若田部治彦
	〃	飯田昌弘

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「13人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第3号参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>13人</u>とする。</p>	<p>(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、<u>7人</u>とする。</p>